

## 自己資本規制比率

金融商品取引法第46条第3項の規定に基づいて、自己資本規制比率の状況を下記の通りお知らせいたします。

(2024年12月末)

(単位：百万円)

固定化されていない自己資本	1,197
リスク相当額	61
市場リスク相当額	0
取引先リスク相当額	24
基礎的リスク相当額	36
控除前リスク相当額	61
自己資本規制比率	1950%